

大和の王権と伊勢大鹿首

加藤 謙 吉

はじめに

令制成立前の地方豪族の有り様をめぐっては、史料的な制約もあつて未解明の点が少ない。考古資料（遺構・遺物）の調査やその分析を通して、豪族たちの政治力・軍事力・経済力の実態を推し量り、畿内の王権との関係がどの程度まで進捗していたかをうかがうことは、それなりに可能ではあるが、文献学的には、伝承類を除くと直接この時代について言及した記録がほとんど無いため、もっぱら令制期の史料にもとづき、遡源的に前代の歴史的環境を復原する方法にたよらざるを得ないのが現状である。

したがって地方豪族の研究においては、考古学と文献史学の双方の成果を踏まえた総合的見地からの検討が不可欠であるが、加えて中央と地方とのパワー・バランスに立脚して、地方豪族の政治的境遇を見定めることが必要となろう。畿内から地方へと王権の勢力が拡大すると、

地方豪族の政治的自立性は相対的に低下し、逆に彼等の中央権力に対する依存度が増し、王権への隷属と奉仕という体制が恒常化する。

しかしこのような状況は、もとより各地方豪族の有する勢力や地域的な環境の相違によってそれぞれに異なり、一律ではない。そのため豪族個々の検討に加えて、豪族が基盤とする地域の特性を説明する作業があわせて為されなければならない。その場合、畿内からの距離的な遠近関係が、王権による地方支配の実態や地方豪族との関係をうかがう上で、一つの重要な尺度になると思われる。

以上の点を踏まえて、筆者はまず令制下で近国とされる伊賀・伊勢・志摩三国の豪族層に焦点を当て、漸次考察を進めていきたいと考えている。本稿では北勢（北伊勢）地方の河曲郡を本拠とし、舒明天皇（大王）の姻族でもあった伊勢大鹿首を取り上げ、王権の北勢進出と絡めて、この氏のあり方や河曲郡とその周辺地域の政治的役割を分析することにした。

伊勢大鹿首については、すでに岡田登の優れた先行研究があり、最近では渡里恒信も三重の采女との関係にもとづき、この氏の性格を論じている。⁽¹⁾ それ故いたずらに屋上屋を架す恐れがないわけではないが、新たに付け加えるべき私見もいくつかあるので、このまま検討を進めることにする。

一 伊勢大鹿首の本拠地と天語歌の原型

天平感宝元年（七四九）四月、聖武天皇は東大寺に行幸し、盧舍那大仏の前殿で、陸奥国における黄金の産出を仏の恵みとして感謝する詔を奏上し、社寺・皇族・氏族・官人・庶民らの協力をねぎらい、これに様々な恩典（叙位・賜物・課役免除）を授けることを告げている。その詔（宣命）の中に

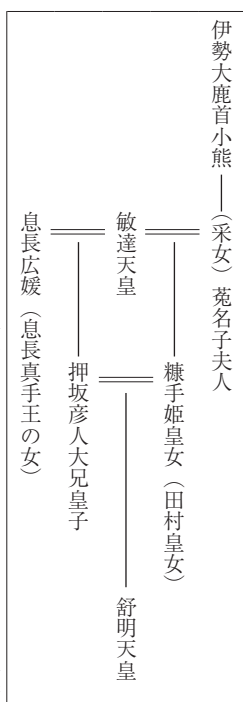
また三国真人・石川朝臣・鴨朝臣・伊勢大鹿首どもは、治め賜ふべき人としてもなも簡えらび賜ひ治め賜ふ。

との一節があり（『続日本紀』、以下『続紀』と略記）、右の四氏が他の諸氏・諸人に先立ってまず恩典の対象とされている。

この四氏の名が挙げられた理由は、岡田登が指摘するように、彼等が天皇（大王）系譜と結びつく重要な母方（？）氏族であったことによるのであろう。聖武（首親王）の乳母が伊勢大鹿首出身の女性であったとする説もあるが、それを裏付ける証拠はなく、併記された他の三氏から乳母が出た形跡も認められない。一方、石川朝臣（旧蘇我臣）は、持統天皇の母の遠智娘と元明天皇の母の姪娘が、どちらも天智天皇（中大兄皇子）の妃で、蘇我倉山田石川麻呂の女にあたり、鴨朝臣は、聖武天皇を産んだ藤原宮子の母（藤原不比等の妻）が賀茂朝臣比売とされ（『続紀』天平七年十一月己未条、『尊卑分脈』）、鴨氏出身の女性である。

伊勢大鹿首は敏達紀四年正月条によれば、敏達天皇の采女に伊勢大鹿首小熊の女、菟名子夫人（『古事記』には「伊勢大鹿首の女、小熊子郎女」とする）がおり、糠手姫皇女（一名田村皇女。『古事記』は宝王、糠代比売王、田村王に作る）の母とされるが、この皇女は異母兄の押坂彦人大兄皇子と結婚し、舒明天皇を産んでいる。

〔伊勢大鹿首と天皇（大王）家の関係〕



* 敏達紀四年正月条・舒明即位前紀に依拠

三国真人は越前国坂井郡三国の地に拠った豪族で、『記紀』や『新撰姓氏録』（以下、『姓氏録』と略記）によれば、継体天皇の同族、もしくは継体の子の椀子皇子の後裔と称する。『积日本紀』所引『上宮記』逸文や継体即位前紀に見える継体の母のフリヒメ（布利比売「弥」命、

振媛)を三国氏の一族の女性とする説もあるが、別稿で述べたように、フリヒメは越前の三国から近江国高島郡の三尾の地に拠点を移した三尾君の出身であろう。⁽³⁾

したがって他の三氏と違って、三国氏の場合は大王家の母方氏族とは言いがたいが、天武十三年(六八四)にこの氏は他の十二氏とともに准皇親とされ、真人姓を与えられている。三国氏は継体の擁立に協力したことや、壬申の乱における戦功などにもとづき、本来は血統的に大王家と無関係の地方豪族であったにもかかわらず、「准皇親」として処遇されたものにしてきないが、⁽⁴⁾擬制的な形であれ、公的に大王家の血縁氏族と認められたことは確かである。

かくして首姓(卑姓)の一地方氏族にすぎなかつた伊勢大鹿首が異例とも言える恩典に浴した理由は、舒明以来の大王家との血縁的な繋がりによることが明らかとなった。ではこの氏は一体いかなる性格の氏族で、大和の王権の勢力が北勢に及ぶ段階で具体的にどのような役割を担ったのであろうか。

『姓氏録』は、未定雑姓右京の部に大鹿首の本系を掲げ、「津速魂命の三世孫、天兒屋根命の後なり」とし、中臣氏の同族とする。しかし出自未詳の未定雑姓の部に収録されることや、中臣氏との関係も本来的なものでなく、二次的に形成された疑いもたれることなどに依拠すると、この氏の出自や民族的環境は現状では不明とせざるを得ない。

表一は八世紀以前の史料に現れる大鹿氏や大鹿部(大加部)の人名を列挙したものである。

③の大鹿^{〔首〕}□万呂は伊勢大鹿首の一族の者と見ることができ、中央に出仕していたことが知られるが、最下層の白丁クラスの身分にとどまっている。④の大鹿石別は無姓の大鹿氏の可能性もあるが、首のカバネが省略されたとも考えられる。⑤・⑥の大鹿部（大加部）は大鹿首配下

表一 史料に見える八世紀以前の大鹿氏と大鹿部

①伊勢大鹿首小熊	敏達紀四年正月条
②菟名子夫人	
③大鹿 ^{〔首〕} □万呂	大宝二年～三年頃に埋め立てられた 藤原京左京七条一坊の池状遺構S X 五〇一より出土、衛門府の関係者か？ 〔飛鳥藤原京木簡〕二、二〇三九番〔*〕
④大鹿石別	天平勝宝四年十一月書写の大乗阿毗達摩 雑集卷十六の跋語に主大鹿石別」とある。 〔寧楽遺文〕中六二三頁 平城宮跡出土木簡 〔木簡研究〕二四―一五九頁〕
⑤大鹿部塩	〔表〕「三川国飽海郡大鹿了里人」 〔裏〕「大鹿了塩御調塩三斗」 平城宮跡出土木簡 〔飛鳥藤原京木簡〕二、一六〇六号〔*〕
⑥大加部嶋	〔大加了嶋二斗〕 〔飛鳥藤原京木簡〕二、二七六四号〔*〕
⑦大鹿	〔荒海／＼ ^{〔天〕} 鹿〕〔横材木簡〕 〔飛鳥藤原京木簡〕二、二七六四号〔*〕

〔*〕いずれも藤原京左京七条一坊の池状遺構S X五〇一より出土。一六〇六号木簡の二斗は塩か？

の部民の後裔であろう。「三川国飽海郡大鹿了里」は参河国渥美郡大壁郷のこと。大鹿部が伊勢湾をはさんだ対岸の参河国に存在する理由については後述する。⑦は氏名かどうか不詳。表一による限り、伊勢大鹿首の中央での活動はほとんど見受けられない。

『延喜式』神名帳によれば、伊勢国河曲郡には式内社の大鹿三宅神社が存した。所在地は三重県鈴鹿市国分町の現菅原神社の地とみられる。『皇大神宮建久已下古文書』下に「建久三年八月注進状云、山辺御薊二宮給主散位大鹿国忠当、御薊内大鹿村号、国分寺領、申三下院宣之間、……」とあり、鈴鹿市国分町の旧名が「大鹿村」であったことが知られる。

建久三年（一一九二）当時、内・外宮領の山辺御園（河曲郡内）の給主で、散位の大鹿国忠は、伊勢大鹿首の子孫にあたる人物とみられ、『太神宮諸雜事記』治暦三年（一〇六七）十二月条に「河曲神戸預」として名が見える大鹿武則や、治承五年（一一八一）二月の「伊勢国留守所下文」（『平安遺文』八卷三九五二号）に「惣大判官代散位」や「散位」として署名する大鹿氏の氏人三人（闕名）、『吾妻鏡』文治三年（一一八七）四月二十九日条に在庁官人として名が見える大鹿俊光・兼重・国忠（右の国忠と同一人）も同様であり、平安末期〜鎌倉初期のこの氏は、国衙の在庁官人となる北勢地区の有力氏であった。

伊勢大鹿首の本貫地については、『和名抄』の伊勢国多気郡相可郷の地（現多気郡多気町）にあてる説も存するが、『和名抄』の相可郷の訓は「阿布加」（アフカ）で『太神宮諸雜事記』

にも「逢鹿」とする。これに対して岡田登は、参河国渥美郡の「大壁（大鹿部）郷」の郷名を、『和名抄』が「於保加倍」（大東急文庫本）と訓み、「大鹿」の正訓は「オホカ」で「アフカ」ではないことから、多気郡相可郷説を否定し、河曲郡の大鹿の地とするが、これは正しい指摘であろう。河曲郡の大鹿三宅神社の所在や、平安鎌倉期の在庁官人大鹿氏の活動を念頭に置くと、伊勢大鹿首の本貫地は河曲郡の大鹿と断定して間違いあるまい。

河曲郡大鹿の地である鈴鹿川下流域の鈴鹿市国分町（鈴鹿川左岸）一帯は、伊勢国分寺跡をはじめ、三重県下でも有数の古代遺跡が集中する地域である。壬申の乱の際に、大海人皇子の一行は「鈴鹿山道」（加太越えの道）を越えて「川曲の坂下」に到着し、そこで休息している（壬申紀）。『延喜式』兵部省式には河曲郡の駅家として「河曲駅」（『和名抄』大東急文庫本の同郡駅家郷）があり、駅の所在地は国分町に隣接する木田町や山辺町の辺りとみられ、壬申紀の「川曲の坂下」と同所であろう。

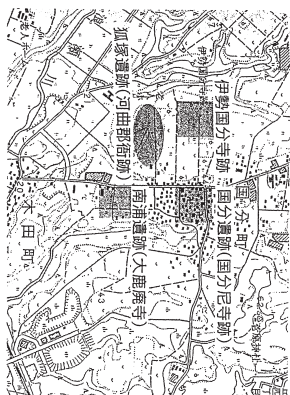
すなわち河曲郡は大和から東国へ通ずる幹線ルート上の要衝の地でもあったが、注目すべきは、従来、伊勢の国分尼寺跡に比定されていた国分町の南浦遺跡が一九九〇年以降の発掘調査により、白鳳時代創建の寺院跡であることが明らかとなり、大鹿廃寺と命名されたことである。国分寺や国分尼寺に先立って建立された大鹿廃寺は、この地を本拠とした豪族の氏寺と推察され、伊勢大鹿首をその建立者に比定することができよう。

大和の王権と伊勢大鹿首

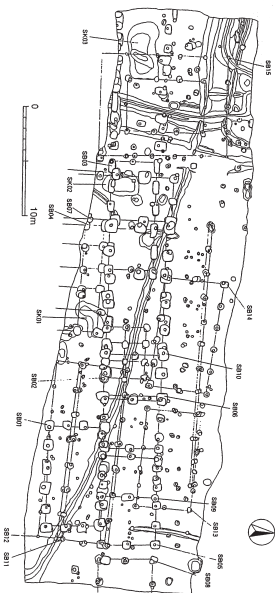


南浦遺跡に近接して、その西北には河曲郡衙の跡とみられる狐塚遺跡が存在し、正倉院・郡衙政庁・館ないし厨家と推定される建物群が三ブロックに分かれて検出されている。正倉院の創建は倉庫群の抜き取り穴出土の遺物の年代などから七〇〇年頃とみられ、館・厨家？跡と推定されるものは奈良時代前半の建造と考えられている⁽⁵⁾。河曲郡の郡司就任者は記録に見えず不詳であるが、狐塚遺跡が伊勢大鹿首の本拠地に設けられ、伊勢大鹿首の女の菟名子が敏達天皇（大王）の采女とされることを勘案すると、この氏は令制下においても、河曲郡の郡領を出す一族であったと推定することができる。なお後述するように、この氏は隣接する三重郡の郡領にも任ぜられた可能性が高い。

『三重県史』資料編考古2所収



遺跡位置図 (1/25,000)



南浦遺跡(大鹿塚寺) 大型柱立建物配置図 (1/400)

『延喜式』神名帳は、河曲郡の大鹿三宅神社のほかに、鈴鹿郡にも三宅神社の名を掲げる。鈴鹿市三宅町と同市国府町の三宅神社が、この式内社三宅神社の候補地とされるが、前者は令制下では奄芸郡内に属する。鈴鹿郡と奄芸郡の郡境を流れる中ノ川の北岸の長法寺町から現在地へ移転したとする説もあるが、定かではない。

後者については移転後の伊勢国府の所在地に該当する。いま後者を式内の三宅神社に比定すると、大和王権の直轄地たるミヤケが伊賀から北勢地方に至るルートに沿って、鈴鹿郡や河曲郡に設置されたことになり、この地域が王権と緊密に結ばれていたことが想定される。おそらく伊勢大鹿首の一族は、河曲郡の大鹿ミヤケ（仮称）の管理にあたったこの地の豪族であり、采女を貢進することにより、大王家と姻戚関係を形成するに至ったのであろう。

菅原神社（大鹿三宅神社？）の所在地の近傍には十数基から成る富士山古墳群がある。このうち、富士山十号墳は全長二一^ノの前方後円墳で、六世紀初頭の築造と考えられるが、周溝を有する古墳群中最大の富士山一号墳（前方後円墳、全長五〇^ノ、未発掘）は、伊勢大鹿首の有力首長の墳墓とみられ、岡田登のように、これを敏達紀の菟名子夫人の父、伊勢大鹿首小熊の墓に比定する説もある。

国分寺跡の東側の丘陵地帯には富士山古墳群のほか、中尾山古墳群、沖坂古墳群、大鹿山古墳群、寺田山古墳群、高岡山古墳群などが営まれており（多くは現在消滅）、大鹿山古墳群中

の大鹿山一号墳は大鹿廢寺（前述の伊勢大鹿首一族の氏寺）のすぐそばに位置する。寺田山古墳群中の主墳である寺田山一号墳は、四世紀末～五世紀初頭築造の全長八五^⑧を誇る前方後円墳で、同時期の龜山市（旧鈴鹿郡）の能褒野王塚古墳（全長九〇^⑨）の前方後円墳、日本武尊の墓に治定）や、鈴鹿市石薬師町（旧鈴鹿郡）の五世紀前半築造の白鳥塚一号墳（全長八九・五^⑩）の帆立貝式古墳（^⑪）とともに北勢地区で最大規模の古墳である。

河曲郡の地にすでに早い段階からかなり有力な首長勢力が存した事実がうかがえ、この勢力が大鹿山一号墳や富士山一号墳・同十号墳へと後続するとする説もあるが、この地域の古墳の変遷をすべて一系的な首長勢力の流れの中で捉えることには問題もある。ただ寺田山一号墳との関係はともかく、六世紀以降の首長墓群が伊勢大鹿首の造営によるものであった可能性は高いと思われる。

河曲郡の大鹿の地（鈴鹿市国分町）は、三重郡と境を接する位置にあり、式内社の大鹿三宅神社の跡とされる菅原神社の北側には、四日市市采女町の町並みが広がる。采女町は『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』や『和名抄』に見える三重郡采女郷の地で、奈良県高市郡明日香村の酒船遺跡出土木簡の「三重評青女五十戸人」（『評制下荷札木簡集成』一三三）の「青女五十戸」も采女郷の前身を指すとみられる。^⑫

壬申紀には「鈴鹿山道」を越え、日が暮れて「川曲の坂下」に至った大海人皇子の一行が、

十分に休息する間もなく、雷雨の中を急ぎ「三重郡家」まで進み、家屋一軒を焼いて暖を取ったと記している。この記述にもとづき、倉本一宏は三重郡家の所在を「川曲の坂下」から距離的に近い采女町に求め、岡田登は采女町に隣接する四日市市小古曾町おごそに比定するが、そのどちらかに郡家が置かれた蓋然性は高い。三重郡家は采女郷かその近辺にあったと解するのが妥当であろう。

『古事記』雄略天皇段には「伊勢国之三重採ももえつき」の話が歌謡とともに記される。雄略が長谷の百枝槻ももえつき（多くの枝の生えたケヤキ）の下で豊楽とよのあかり（酒宴）をした折りに、伊勢国の三重の采女が誤ってケヤキの葉の落ちた盃を雄略に捧げた。怒った天皇は采女を打ち伏せ、これを斬り殺そうとしたが、采女は命乞いをし、纏向日代宮の宮殿を賛美する歌を歌い、許された。『古事記』はこの歌に続けて、太后と天皇の歌を掲げ、この三首の歌は「天語歌」であるとする。

『姓氏録』右京神別上には神魂命七世孫の天日鷲命あめのひわしの後とする天語連の本系を掲げるから、この氏が「天語歌」の奏上に関わった伴造と見ることができよう。一方、『統紀』養老三三年十一月辛酉条には、雑戸の朝妻手人竜麻呂が「海語連」の氏姓を賜わり、雑戸の号を除かれたことを記す。天語連と海語連は、一見すると系統が異なるように思われるが、ウヂ名はどちらも「アマカタリ」である。

三首の天語歌はどれも末尾を「事かたなりごとの語言も 是こをば」の句で結ぶが、『古事記』上巻に掲げ

る八千矛の神の物語歌（神語）五首のうち四首が、天語歌と同じく「事の語り言も 是をば」で終わることから、神語と天語歌は同一の内容のものと推察される。折口信夫は、神語に見える「阿麻波勢豆加比」を「海人馳使」のこととし、天語連と海語連を同一氏と見て、「天語」とは海部（海人）の伝承した歌謡とする。さらに土橋寛は、「国造本紀」に伊勢国造の祖を天語連と同じく天日鷲命とすることなどにもとづき、天語連は伊勢の海部の族長であり、『古事記』で三重の采女が天語歌の奏上と関わるのは、この事実と結びつくと言いた¹²⁾。

これに対して神語や天語歌にあまり「海洋のかおりがしない」ことや、神語や天語歌は語部が伝えた歌で、後者は豊楽の際に天皇を寿ぐ宮廷寿歌として語部が奏した可能性が高いことなどを理由に、海人の関与を否定する見解が存する¹³⁾。確かに雄略記の三重の采女の歌謡（天語歌）は、纏向日代宮に聳え立つケヤキの巨木の枝の葉を題材として天皇の統治を讃え、盃に浮かぶ葉を国土創成神話のオノゴロ島に見立てるなど、技巧を凝らした表現が使われ、新嘗祭や大嘗祭で奏せられる儀礼歌にふさわしい洗練された形態を取る。したがってそこに海人集団が介在する余地は全くないようにも思われる。

しかしそれは天語歌の最終的な形成段階を示すものであり、民間に発生した原初的な形態が、そこにそのまま投影されているわけではない。神語の方が天語歌よりも古い歌謡の姿をとどけていると考えられるが、神語の歌謡二首に「阿麻波勢豆加（迦）比」の語が見えることは、

やはり注目する必要がある。もとよりこの語が「海人馳使」の意で用いられたかどうかは保証の限りではないが、天語連と海語連の氏姓の読みが一致する事実とあわせると、海人集団が天語歌の成立に関わっていた可能性は、必ずしも否定できない。

『万葉集註釈』卷一所引『伊勢国風土記』逸文には、伊勢国を平定し、神武天皇からこの国を賜わった人物を天日別命あめのひわけとし、『姓氏録』は、伊勢国造の一族とみられる伊勢直（伊勢直から中臣伊勢連、中臣伊勢朝臣、伊勢朝臣と改姓）を天底立命の孫の天日別命の後裔とする。一方、「国造本紀」は、神武朝に天牟久怒命あめのむくぬの孫の天日鷲命を国造に任じたとし、序文の部分でも粟忌部首の祖の天日鷲命を伊勢国造としたこと、伊賀・伊勢国造の祖にあたることを記している。『豊受太神宮禰宜補任次第』や『渡会氏系図』は、天日別命を天曾己多智（天底立）命の六世孫とし、天牟羅雲命あめのむらくも（天曾己多智命の四世孫）の孫を天日別命するが、「国造本紀」の天牟久怒命は天牟羅雲命と同一の神と推察されるから、その孫にあたる天日鷲命と天日別命も同様に解することができる。

前述のように、『姓氏録』は天語連を粟忌部首の祖の天日鷲命の後裔とするが、神代紀上第七段一書第三や『古語拾遺』にも、天日鷲命は阿波（粟）国の忌部の祖と記される。しかしこちらは天石籬や天孫降臨の神話に現れる神とされ、神武東征に随従したとする「国造本紀」の記述とは矛盾する。したがって佐伯有清が指摘するように、天日別命と天日鷲命とは本来別神

であり、表音の類似により後に両神が習合されたと解すべきであろう。⁽¹⁴⁾

すなわち伊勢国造の祖はもと天日別命とされていたのが、伊勢国に忌部が設置されたことなどもあって、このような習合が為されたと推察される。『古語拾遺』では天日鷲命ではなく、あめのまひとつ天目一箇命を筑紫・伊勢両国の忌部の祖とするが、表音が天日別命に近似する天日鷲命の方が伊勢国造の祖名として用いられるようになったのではなからうか。

伊勢直（伊勢国造）は、前述のように中臣伊勢連・中臣伊勢朝臣と改姓するが、これは伊勢神宮成立後、中央の中臣氏との間に擬制的な同族関係が形成されたことによるもので、天日別命は本来、伊勢国造や度会氏（度相神主、旧姓は磯部）など在地の土豪たちが祖と仰いだ独立神であり、忌部氏とも中臣氏とも無関係であったと推察される。

一方、養老三年に海語連の氏姓を与えられた雑戸の朝妻手人竜麻呂は、もと大和国葛上郡朝妻の地に拠った渡来系の工人で、阿沙都麻首末沙乃（「作金人」、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』所収「塔露盤銘」、養老四年に池上君と河合君を賜姓された雑戸の朝妻金作大歳・同河麻呂（『統紀』）や朝妻望万呂（『内匠寮銅鉄工』、天平勝宝二年、『大日本古文书』卷三・四〇三頁）の事例にもとづくと、金属工と推察される。

伊勢の忌部の祖とされる天目一箇命は「天目一箇神為二作金者一」（神代紀下第九段一書第二二）、「令三天目一箇神作二雑刀・斧及鉄鐸一」（『古語拾遺』）と記すように、金属器生産を掌つ

た神である。『統紀』養老六年三月辛亥条は、雑戸の号を除かれた伊勢国人の金作部牟良と忍海漢人安得の名を記すが、彼等も朝妻手人竜麻呂と同じく、金属工であろう。また『統紀』は養老三年の朝妻手人竜麻呂の海語連賜姓に続けて、その十七日後に忍海手人広道が久米直を賜姓されたとする。忍海手人は忍海漢人一族中の才伎（工人）を表す言葉で、広道もまた金属工と見て間違いあるまい。

『皇太神宮儀式帳』によれば、甲子の年（天智三年、六六四）に、小乙中の冠位を持つ久米勝麻呂が、多気郡の四か郷を割いて飯野高宮村の屯倉を立て、評督領として奉仕したとあり、勝麻呂を飯野評の立評者とする。さらに延長七年（九二九）の文書（『平安遺文』一卷二三三号）には、飯野郡の擬少領に久米乙衛の名を記している。南勢の飯野郡や多気郡を拠点とした有力在地土豪に久米氏の存したことがうかがえるが、おそらくこの氏は無姓（カバネ）ではなく、直姓の久米氏であろう。天平十七年に北勢地区の桑名郡蕨原郷や野代郷の住人であった久米部馬や家主・吉島らの久米部姓者（『寧楽遺文』中巻五二〇～五二二頁）は、南勢の久米直の管掌下に置かれた久米部の後裔とみられる。

そうすると、久米直を賜姓された忍海手人（漢人）広道は、あるいは金作部牟良や忍海漢人安得と同様に、伊勢国の住人ではなかったろうか。忍海の地は、令制下の大和国忍海郡にあり、朝妻の地のある葛上郡とあわせて、渡来系工人の集住地であった葛城地方の中心部に位置

する。工人たちの多くは六世紀以降、王権直属的な性格を有する渡来系の雄族、東漢氏の支配下に組み込まれていくが、後述するように、伊勢は東漢氏とその支配下集団の進出がかなり顕著に認められる地域である。葛城地方から南勢地方へ移住した忍海手人の一族が、現地の有力氏であった久米直と結び付き、擬制的な関係を形成して、その同族に列したと推量することができる。

このように見ると、『統紀』が朝妻手人竜麻呂の海語連賜姓と忍海手人広道の久米直賜姓を連続して記すことから、竜麻呂も葛城地方から伊勢に拠点を移した工人と解することができる。天目一箇命は、鍛冶・金工の神であった。職掌面で伊勢の忌部と共通する朝妻手人・忍海手人（漢人）らの渡来系金属工たちは、忌部との交流を媒介として、天日鷲命（天日別命）の裔と称する伊勢国造と民族的に結びついたのであろう。したがって天日鷲命を祖とする『姓氏録』の天語連と、朝妻手人改姓後の海語連は、表音の一致にとどまらず、伊勢に基盤を持つ同一のウヂとして捉える必要がある。

以上、土橋説とは別の視点から、天語歌の原型が伊勢の海人集団による王権への服属を表象した儀礼歌であることを推察した。ただ天語歌の奏上を、『古事記』が何故、三重の采女の物語と結び付けたのかという根本的な疑問については、まだ何も触れていない。筆者はこの謎を解く鍵として、伊勢大鹿首の存在が重要な役割を果たしていると考ええる。次に章を変えて、こ

の点を検討してみたい。

二 伊勢大鹿首と三重の采女の天語歌奏上

前述のように、三重郡采女郷は伊勢大鹿首の本拠である河曲郡大鹿の地と近接する。敏達紀四年正月条は、伊勢大鹿首小熊の女の菟名子夫人を采女とするから、雄略記の三重の采女の話には、菟名子夫人の存在が投影されている可能性が高い¹⁵⁾。その場合、注目されるのは、河曲郡の郷名に海部郷があり（『和名抄』）、長屋王家木簡の中に、「川勾（河曲）郡安麻手里」の住人の「海部子首」の名を記したものが存することである（『木簡研究』十一号十五頁ほか）。安麻手里とは海部里（海部郷）を指すと見てよいが、海部郷は伊勢湾に面した鈴鹿市長太^{なご}から同市北堀江・南堀江の一带に比定されている¹⁶⁾。

のみならず治承五年（一一八一）、平氏政権は、尾張国の源行家軍に対抗するため、宣旨により伊勢国司や伊勢神宮に命じて、神宮の神戸・御厨・御園や権門勢家の莊園から水手^{かこ}や雑船などを点定して、尾張の墨俣^{すのまたのわたし}渡に回漕させようとし（『伊勢国留守所下文』『平安遺文』第八卷三九五二号）、これを受けて、河曲郡の若松御厨（長太や南・北堀江の南に接する鈴鹿市若松に所在）では、船六艘と水手五三人が動員され、出船している（『太神宮司序出船注文』『平安遺文』同卷三九五六号）。しかもその措置を行った留守所の在庁官人の中には、前述の大鹿

氏三名（闕名）が含まれる。

若松の地には式内社の深田神社があり、この地は河曲郡深田郷に属するが、古代の河曲郡海部郷から深田郷にかけて、海部が数多く分布していた事実をうかがうことができる。墨俣渡に出船した水手はかつて伊勢湾で漁撈に従事した海人集団の流れを汲む者たちであろう。北勢地方は伊勢平氏の本拠地であり、平安末期に在庁官人として国衙の実権を握り、有力武士団に成長していた大鹿氏は、実際に河曲郡の兵船を率いて墨俣の戦いに従軍した公算が大である。

前掲表一の⑤の大鹿部塩は三川国飽海郡大鹿部里（参河国渥美郡大壁郷）の人であった。大鹿首の部民の子孫とみられる大鹿部塩が、何故、木簡に参河国渥美郡の住人と記されるのか、その理由は先に保留としたのであるが、海上交通による河曲郡と渥美郡の往来が活発であり、河曲郡の大鹿首の勢力が一部渥美郡まで及んでいたと考えれば、その謎は解消する。渥美郡の地名は海人集団を束ねた阿曇氏のウヂ名に由来するとされ、渥美郡大壁郷や村松里（『和名抄』には未記載）には、古代の木簡により海部首や海部の分布が確認できる。⁽¹⁷⁾ 渥美郡が海人集団の集住地であったことが分かるが、大鹿部のみならず海部の居住という点でも河曲郡と渥美郡は共通するのである。

壬申の乱の際に大海人皇子の一行は、「河曲の坂下」から「三重郡家」・「迹太川の辺」⁽¹⁸⁾・「朝明郡家」（四日市市大矢知町久留倍遺跡）を経て「桑名郡家」に至っている。この道筋は『延

『喜式』の東海道の駅路と基本的に一致するが、田中卓は東海道はもと尾張国を経ずに伊勢湾の湾口から直接海を渡り、参河国の渥美半島に向かっていたとし、岡田登もこの説を受けて一志郡の雲出川河口部から参河に至る海上ルートを想定する。⁽¹⁹⁾ これらの説が妥当かどうかには断定はできないが、田中も指摘するように、『万葉集』巻一・二三番の歌の題詞には「麻統王の伊勢国、伊良虞の島に流さるる時、人、哀しび傷みて作る歌」とあり、参河国渥美郡の伊良虞の地が伊勢国に属したかのように記している。誤記・誤伝の類いと見るべきであるが、単純なミスではなく、伊勢・参河両国間の海上交通が盛んであったことにもとづく誤りとみられる。

日本列島各地の海人集団は、部として組織化された段階で、海部・阿曇部・磯部・敢磯部・膳大伴部らに編成され、それぞれ異なる伴造の支配下に組み込まれた。⁽²⁰⁾ 伊勢国には河曲郡の海部のほか、度会郡に磯連・磯部、多気郡に磯部直・敢磯部（敢石部）、飯高郡に敢石部があり、志摩国には答志・英虞両郡に多数の（膳）大伴部の分布が認められる。さらに磯部は「磯部駅」（『延喜式』・『和名抄』高山寺本）が置かれた答志郡にも存在したと見てよい。

磯部は『古事記』応神天皇段に設置を記す伊勢部と同一の部とみられ、東海道諸国を中心に各地に分布するが、本来は南勢地方や志摩国の漁撈民を対象とし、度会郡の磯連や多気郡の磯部直、和銅四年（七一）に度相神主に改姓する度会郡の磯部らを伴造として設置された部、

敢磯部は磯部の一種で、伊賀国阿拝郡を本拠とし、伊賀・伊勢両国を勢力圏とした阿閉（敢）臣が支配した部である。阿曇部は阿曇氏、膳大伴部は膳氏がそれぞれ統轄的伴造として率い、分布数と分布地域がもつとも多い海部は、国造制の成立にともない、各地域ごとに国造の一族や地方豪族が伴造となって管掌した部と推察される²¹⁾。

したがって伊勢大鹿首についても、この氏が海部に編成された河曲郡など北勢地方の海人集団を支配する首長としての性格を備え、伊勢湾の海上交通に深く関与していたと推察することができそうである。参河国渥美郡の大鹿部の分布も、この氏が海人集団（梶取・水手）を率いて伊勢湾を渡り、参河国に進出した証しと解してよいのではないか。伊勢大鹿首が、天語歌の奏上に荷担した理由の一半は、この海部の掌握という点に求めることができる。

しかし『古事記』は、天語歌を奏した采女の名を「河曲の采女」ではなく、「三重の采女」と記す。雄略紀十二年十月条は木工の鬮鷄御田が「伊勢の采女」を姦したことを疑われ、処刑されそうになった話を掲げるが、この采女を通説では『古事記』の「三重の采女」のこととする。ただ伊勢国では飯高郡の飯高君からも采女が貢進された例があり、²²⁾「三重の采女」以外の采女である可能性も考慮しなければならない。

前述のように、河曲郡の伊勢大鹿首の本拠地と三重郡采女郷の地とは指呼の間にある。そのため「三重郡や河曲郡と言った律令行政区画ができる以前は、国分付近までも三重村と呼んで

いたのではなからうか」とする説（岡田登）や、七世紀後半の壬申の乱の頃までは河曲郡の地域はまだ三重郡（評）に含まれており、狐塚遺跡の成立する頃に河曲郡（評）として分立したとする説（渡里恒信）が存する。

前掲の酒船遺跡出土の「三重評青女五十戸人」によれば、七世紀中葉～後半にすでに三重評が存在したことが知られるが、藤原宮跡東方官衙北地区の東面外濠SD一七〇から出土した木簡に「□□^{〔画〕}評川了□」と記したものがあり（『評制下荷札木簡集成』十四号）、これは河曲評川部里を指すとみられる。SD一七〇出土の紀年木簡は戊戌年（六九八）以降に集中するから、河曲評も七世紀末頃には成立していたと考えて差し支えない。

この事実を、評制下の段階で三重評から河曲評が分立したと解すべきか、あるいは評制成立当初から両評が併存したと見るべきか、にわかには断定しがたいが、狐塚遺跡の成立期と照らすと、後者の方が妥当かもしれない。いずれにせよ、河曲郡の大鹿（国分）の地から三重郡の采女郷に至る地域が、伊勢大鹿首の勢力圏の中心として、古くから事実上、一体的な関係にあったことは疑う余地がないであろう。

前述のごとく、伊勢大鹿首は河曲郡の郡領を出した一族と推察され、遡って河曲評の評督や助督にも就任していたと見ることができると言え、岡田登が指摘するように、この氏は三重郡（評）においても同様の立場にあったのではなからうか。一つの氏が複数の郡の郡領を

兼ねるケースは全国的にいくつも認められ、決して珍しいことではない。

例えば吉備では、備中国下道郡を本拠とした下道朝臣が下道郡と賀夜郡の大領、下道郡曾能郷を本拠とした藪（苑）臣が賀夜郡の少領と備前国津高郡の大領を兼任しており、備前国の三野臣は同国御野郡御野郷が本貫の地であるが、津高郡の少領に任じられている。ただ『統紀』延暦五年十月庚申条に采女の三野臣浄日女の名が見え、この女性が御野郡貢進の采女であるとすると、三野臣は本拠地の御野郡においても郡領に就任していたことになろう。

吉備以外では承和年間の相模国大住郡の大領に壬生直広主、同国高座郡の大領に壬生直黒成がおり（『統日本後紀』）、隣り合う大住郡と高座郡の大領のポストを壬生直の一族の者が占めている。豊前国では慶雲期の宮子（京都）郡少領と天平期の仲津郡擬少領を膳臣が（『日本霊異記』・『統紀』）、近江国では蒲生郡と神前郡の大領を佐々貴山君がそれぞれ兼任している（『統紀』）。さらに出雲では出雲臣が意宇郡のほか栢縫・飯石・仁多の諸郡の郡領を兼ね（『出雲国風土記』・『出雲国計会帳』）、紀伊国では名草郡の郡領家である紀直（宿禰）一族の紀宿禰真直が、仁寿年間に在田郡の擬大領に在任している（『紀伊国在田郡司解』『平安遺文』一卷一一五号）。このほか史料の信憑性という面ではいささか疑問が残るが、因幡国の伊福部臣や但馬国の日下部氏にも同様のケースが認められる。⁽²⁵⁾

かくしてこれらの事例を前提に据えようと、伊勢大鹿首が令制下に三重・河曲両郡の郡領を兼

ねた確率が高いと見てよい。采女制の起源についてはよく分からない部分が多いが、雄略朝に『記紀』の采女関係記事が集中する事実にもとづくと、王権の地方進出にともない五世紀後半・末頃から地方豪族が子女を貢することが始まり、六世紀に入ってそれが制度化したと解するの(26)が妥当であろう。

ただ三重の采女の話をもそのまま雄略朝の采女出仕の事実を伝えたものと捉える必要はなく、菟名子夫人のケースと関連付けるならば、六世紀代の敏達朝に近い頃に伊勢大鹿首の采女貢進の始期を求めるべきである。(27)おそらく前述のように、伊賀から北勢地方への本格的な進出を果たした大和の王権が、鈴鹿郡や河曲郡にミヤケを設置し、河曲郡の伊勢大鹿首を大鹿ミヤケの管掌者に任じたことがその契機になったと推定できる。

首のカバネは中小の伴造層に与えられる場合が多いが、孝徳紀の大化改新詔の中に「村首」の名が見え、「首は長なり」(孝徳紀大化二年三月甲申条分注)とするように、在地の首長を指す尊称として用いられ、それがカバネ化したケースも少なくない。成務紀四年二月条に

是国郡無「君長」、県邑無「首渠」者焉。自今以後国郡立「長」、県邑置「首」。

と記し、国郡の「君長」・「長」と県邑の「首渠」・「首」を区別するが、「村首」の表記もこれと共通し、地方の大首長に対して、中小の首長を一般に首と称したのである。

清寧紀二年十一月条には、「赤石郡縮見屯倉首、忍海部造細目」の名が見えるから、ミヤケの

管掌者を「ミヤケの首」と称したことが知られるが、大鹿ミヤケの場合も同様であつて、その任にあつた現地の首長が、やがて「伊勢大鹿首」の氏姓を負うようになったとみられる。

換言すれば、伊勢大鹿首の台頭の時期は大鹿ミヤケの設置以降であり、それより前のこの氏は、海部に編成された北勢地方の海人集団の長ではあるが、勢力的にはさして有力ではない在地首長にすぎなかつたと見るべきであらう。したがつて北勢でも有数の規模を誇る前方後円墳の寺田山一号墳（四世紀末～五世紀初頭）の被葬者も、大鹿首ではなく、他の氏族の前身勢力（後述する川勾君や中跡直のような）に比定するのが妥当と思われる。

ミヤケの管理を通して中央の王権と直接的なパイプで結ばれた伊勢大鹿首は、徐々に氏族的発展を遂げ、国造クラスの有力在地首長たちと同様に、采女を後宮に出仕させ、やがて大王家の外戚として、北勢地域に確固たる地位を築くことになる。采女の貢進はその後も行われ、評督（助督）や郡領に就任することで、そのまま令制下へと継承されるが、令の規定によれば、采女の貢進は天平十四年に各郡から采女一人を貢するように改定されるまで、一国内の郡を三分して、二分は兵衛、一分は采女を貢進するよう定められていた（軍防令兵衛条）。

評制・郡制への移行にともない、伊勢大鹿首の貢進する采女は三重評（郡）からと定められたのではなからうか。令の規定にもとづく限り、三重・河曲両郡がそろつて采女を貢する蓋然性は低く、どちらかは兵衛を貢進したと見るのが自然である。『古事記』が三重の采女とした

のは、貢進者が三重郡（評）の郡領（評督・助督）の伊勢大鹿首だったからであろう。

以上、三重の采女の献じた天語歌の検討を通して、伊勢大鹿首の氏族的性格を探り、北勢地方の海人の統率者であったこの氏が、大鹿ミヤケの管理者として台頭し、采女を貢進するに至った経緯、さらに令制下において河曲・三重両郡（評）の郡領（評督・助督）を兼任した事実を跡付けた。伊勢の海人集団の伝えた天語歌（海語歌）が、三重の采女の奏上歌として、『古事記』に記された理由はほぼ明らかになったと思うが、伊勢大鹿首以外にも、河曲・三重両郡には、氏族や部（部姓者）の分布が認められる。したがってこれらの氏族・部のあり方を通して、伊勢大鹿首の政治的立場と大鹿ミヤケの役割を再確認することが、最後に必要となる。

三 三重・河曲両郡の住人と大鹿ミヤケ

いま、三重郡と河曲郡の古代の住人の分布を表示すると、次のようになる。

表二によれば、康和元年（二〇九九）当時の三重郡の少領は中臣伊勢宿禰（闕名）であるが、中臣伊勢氏は前述のごとく、天日別命を祖とする伊勢国造の一族とみられる。天平十九年（七四七）に伊勢国人の伊勢直大津が中臣伊勢連の氏姓を賜わり、天平神護二年（七六六）には伊勢朝臣に改姓。同族の中臣伊勢連老人は天平宝字八年（七六四）に中臣伊勢朝臣を賜姓され、神護景雲二年（七六八）には伊勢国造（新国造）に任命されている（『統紀』）。

表二 古代の三重郡・河曲郡の居住者

【三重郡】		
伊勢刑部君？ 刑部？	景行天皇の子、五十功彦命の裔 三重郡刑部郷	天皇本紀 和名抄
中臣伊勢宿禰（闕名）	康和元年当時、三重郡少領	平遺四―一四一六
〔参〕 民有年	承德→天永期、三重郡川後郷の川後御厨に所領	平遺四―一四〇二ほか
〔参〕 村主広（寛）丸	民有年の所領の作人	〃
〔参〕 藤原重宗	天永二年、川後郷司目代	平遺四―一七四九
〔参〕 角常任	天永二年、民有年の所領の作人	平遺四―一七四九
【河曲郡】		
伊勢大鹿首	天平感宝元年四月の聖武の宣命に「治め賜ふべき人」として見える。	続紀
大鹿首	「津速魂命の三世孫、天兒屋根命の後」	姓氏録未定雑姓右京
伊勢大鹿首（小熊）	菟名子夫人の父	敏達紀・敏達記
菟名子夫人（小熊子郎女）	伊勢大鹿首（小熊）の女、敏達天皇の采女	〃
大鹿武則	治暦三年以前、河曲神戸預	太神宮諸雜事記

大和の王権と伊勢大鹿首

大鹿（闕名、3名）	治承五、「伊勢国留守所下文」に惣大判官代、散位として署判。惣判官代の大鹿（闕名）は、大鹿国忠か？	平遺八一三五二
大鹿俊光・兼重	文治三、伊勢介（俊光）、散位（兼重）	吾妻鑑
大鹿国忠	文治三、惣大判官代散位。建久三、山辺御薨二宮給主散位	吾妻鑑、皇大神宮建久已下古文書下
阿斗部小殿万呂・遊麻呂	靈龜二年以前、川勾郡中斗（跡）里住人	木研一七一六二
海部子首（子□）	靈龜二年以前、川勾郡安麻手（海部）里住人（長屋王家木簡）	木研一一一五、平城宮木簡概報二七一八
中跡直？	「天樞野命 中跡直等祖」	天神本紀
川勾君吉事？	河曲郡中跡郷・奈加等神社	和名抄・延喜式神名帳
川輪床足？	天平一七、右兵衛府廝丁	古二―四二六
土師部？	天平勝宝三、内匠寮番上工	古三―五三五
吉士？	土師神社、雄略紀一七年三月条によれば、伊勢国藤形村に贊土師部を設置。藤形村は安濃郡もしくは沓志郡の地名	延喜式神名帳
	貴志神社	延喜式神名帳

*平遺Ⅱ平安遺文、木研Ⅱ木簡研究、古Ⅱ大日本古文书
 （河野勝行「五―六世紀における伊勢―「神宮」成立史研究のための試考―」（大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館 一九七六年所収）の表「伊勢国民族分布表」をもとに作成）

ただ天平十年に、飯高郡人の伊勢直族大江が無位より外従五位下に叙せられていること（『統紀』）、『倭姫命世記』裏書に引く『伊勢国風土記』逸文に天日別命が度会郡を国覓くしまぎしたとし、『豊受太神宮禰宜補任次第』や『渡会氏系図』にこの神を渡会氏（度相神主）の祖とすることなどを勘案すると、中臣伊勢氏の本拠地や勢力圏は、飯高郡や度会郡の存する南勢地方であり、この氏が北勢の三重郡方面に進出するのは、二次的な現象と解するのが妥当であろう。

表二に「参」として掲げた人物は、どれも中臣伊勢宿禰（闕名）と同じく十一世紀末～十二世紀初頭の史料に見えるもので、三重郡の地に古くから居住していたかどうかは不明である。ただ民有年は、渡来系の東漢氏の枝氏（支族）である民忌寸の一族の者であろう。『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文によれば、都賀使主の子、山木直の子孫（「兄腹」えのほら）所属の諸氏）に、民忌寸らとともに「伊勢国庵芸郡の民忌寸」の名を掲げ、河曲郡の隣郡の庵芸郡に民忌寸が存したことが知られる。また『統紀』神護景雲元年十二月丁亥条には飯高郡の漢人部乙理ら三人が民忌寸の氏姓を賜わったと記す。さらに「二条大路木簡」によれば、八世紀前半期の飯高郡（上枚郷ないし下枚郷）の戸主に、民忌寸大伴が存した（『平城京木簡』三、四八八五号）。

したがって民有年の所領の作人とされる表二の「参」の村主広（寛）丸も、かつて漢人を率いた東漢氏配下の村主姓氏族の末裔と見て間違いない。このほか『統紀』養老六年三月辛亥条にも、前述の伊勢国人の忍海漢人安得の名を掲げ、右の民忌寸大伴の名を記す「二条大路木

簡」には、飯高郡の同じ郷の戸主として、夏身阿佐麻呂の名が併記されるが、この人物は、伊賀国名張郡夏身郷を本拠とした東漢氏枝氏の夏身忌寸（兄腹所屬）の氏人と考えられる。

これにより、東漢氏とその支配下集団（村主・漢人・漢人部・漢部）が、比較的早い時期から伊勢に進出していた事実が推量できる。渡来系の諸氏・諸集団には王権の命により地方のミヤケの開発や経営に関与するものが少なくなかったから、東漢氏系の集団もそのような経緯で、六・七世紀代に伊勢に定住するようになったとみられる。その場合、河曲郡の大鹿ミヤケや鈴鹿郡のミヤケの実務的な管理を、彼等が担当した可能性も十分に考慮する必要がある。

三重郡の伊勢刑部君の名は、「天皇本紀」（『先代旧事本紀』卷七）に、景行天皇の子、五十功彦命を伊勢刑部君と三川三保君の祖と記すのが唯一の事例で、他の史料には見えない。『和名抄』によれば、三重郡に刑部郷の名を記し、この地が伊勢刑部君の本拠地と推察されるが、安濃郡にも中世以降、刑部（押加部）の地名のあったことが知られるので、どちらが本拠地か、にわかに確定はできない。いずれにせよこの氏の素性はよく分からず、考古学的にも三重郡内には有力在地勢力の存在をうかがわせるような首長墓は見当たらない。したがって伊勢刑部君が三重郡の豪族であったとしても、勢力的には弱小であったと考えるべきであろう。

次に河曲郡の豪族について見てみよう。表二によれば、この地のカバネを有する氏族には、伊勢大鹿首以外に中跡直と川勾君がいる。ただどちらも史料的に居住が確認できるわけではな

く、現地の古地名との関連でそのように推測したものである。中跡直の名は「天神本紀」（『先代旧事本紀』卷三）に見え、『延喜式』の神名帳には河曲郡の奈加等神社の名を記し（現在は式内社の都波岐神社と合祀）、さらに文治三年（一一八七）の文書によれば、河曲郡に「中跡庄」が存した（『鎌倉遺文』一一二二四号、『吾妻鏡』同年四月二十九日条にも「中跡庄」の名が見える）。

奈加等神社の所在地は現鈴鹿市一宮町中戸の地であるが、中勢地域の安濃郡には中世以降、中跡部の地名が残り、元徳元年（一一三三）成立の『安東郡専当沙汰文』（『群書類従』二八輯、安東郡は安濃郡の東部の意）は、現地の耕作者の中に中跡部半四郎の名を掲げている。中跡直の支配する部（ベ・カキ）が中跡部であるとすれば、中跡直は実際に河曲郡を拠点とした豪族の可能性が高く、かつて北勢から中勢地域の一部にその配下の中跡部が置かれたと推測することができる。

表二の川勾君吉事（右衛士府廝丁）と川輪床足（内匠寮番上工）の出身地も、伊勢国の河曲郡かどうか定かでない。床足は無姓の川輪氏ではなく、川勾君の一族の者（「君」のカバネを省略）とも考えられるが、カワワの古地名は伊勢国河曲郡のほか、下総国葛飾郡の「河曲駅」、安房国安房郡の「河曲郷」、常陸国新治郡の「河曲郷」、遠江国長下郡の「川勾庄」などがあり、出身地を特定できない。川勾君の本拠地を伊勢国河曲郡とすると、カバネが「君」である

ことから、「首」姓の伊勢大鹿氏よりも有力であった可能性があるが、吉事と床足を除くと川勾氏の活動は皆無で、現状ではその実情を史料から読み取ることは困難である。

『延喜式』神名帳によれば、河曲郡に土師神社一座があり、論社として現鈴鹿市土師町に同名の神社二社（通称中土師と西土師）が存する。土師町の現町名はハゼであるが、これはハジの転訛したもので、古代の土師部の居住にもとづく名称であろう。表二に掲げたように、雄略紀十七年三月条に贄土師部の設置を記しており、伊勢国藤形村の贄土師部をそのうちの一つとする。藤形村は現津市藤方の地にあたり、『皇太神宮儀式帳』に壹志郡、『太神宮諸雜事記』には安濃郡に属したと記すから、藤形（方）は安濃郡と壹志郡の郡境地帯に位置したのである。土師部の設置が中勢地域から北勢地域の河曲郡にまで及んだ確率が高いと見てよい。

このほか注目すべき存在に吉士がある。かつて論じたように、吉士とは大和政権下で朝鮮諸国や中国との対外交渉に従事し、特に伽耶滅亡後の新羅や百済との外交（いわゆる「任那問題」の処理）を主導した伽耶系の渡来人集団のことである。いくつかの系統から成るが、六世紀後半頃にその中心的なグループは「難波吉士」という擬制的な同族団組織に再編成され、国際港の難波津を拠点として活動するようになる。外交業務の一方で、吉士集団は難波屯倉（撰津）や桜井屯倉（河内）、海部屯倉・経湍屯倉（紀伊）、穂波屯倉（筑前）など各地のミヤケの管理・経営を担当し、大和政権の東国経営の一翼を担う形で、関東諸地域に移住する者も現

れた。⁽²⁸⁾

吉士集団の集住地であった紀伊国名草郡や那賀郡には「貴志」の古地名が残るが、表二の『延喜式』神名帳の貴志神社の名も、河曲郡に吉士が居住していた事実を裏付けるものである。貴志神社の所在地は伊勢湾に面した千代崎海岸ちよざきに近い鈴鹿市岸岡町で、海部の居住地とみられる前述の河曲郡深田郷に近く、深田郷内に含まれる地域の可能性が高い。

吉士集団のこのような特性を勘案すると、彼等がこの地に拠点を構えた理由は、三重郡や菟芸郡の民忌寸（東漢氏枝氏）・村主・漢人部と同じく、河曲郡や鈴鹿郡のミヤケの管理・経営に従事することにあつたとみられる。さらに吉士の場合には、河曲郡の大鹿ミヤケへの直接的な関与を想定することができよう。

吉士集団の居住地には、摂津の難波津や紀伊国名草郡、豊前国企救郡、筑前国志摩郡のように、海上交通の要衝に位置するケースが多い。それらは吉士が担った対外交渉という本来的な任務との関連性にもとづくが、海部の居住する河曲郡の臨海部に貴志神社があることは、もとより対外交渉とは無関係であるものの、慣例的に伊勢湾交通の要衝の地に吉士集団が配置された事実を示唆するのではなからうか。

以上、古代の三重・河曲両郡の居住者について見たが、伊勢大鹿首に対抗できるような勢力がこの地に存在したかどうか、史料より見極めることはできない。ただ伊勢大鹿首小熊の女の

菟名子夫人が采女として貢進された六世紀後半頃には、おそらく小熊の一族が、この地域でもっとも優勢であったと判断してよいであろう。この氏は本拠地の大鹿の地（鈴鹿市国分町）から隣接する三重郡采女郷（四日市市采女町）へと勢力を拡大し、三重・河曲両郡を実質的に支配する有力氏に成長を遂げていたとみられる。

北勢地方に進出した大和の王権にとって、河曲郡の大鹿の地は、東国支配の強化をはかるため、戦略的に重要な位置を占めており、鈴鹿郡のミヤケとともに大鹿ミヤケが設置された理由は、まさにこの点にあった。東漢氏とその配下の集団（村主・漢人・漢人部・漢部）や吉士が中央から移住し、この地に配置されたのも、伊勢大鹿首ら現地の責任者のもとで、ミヤケ経営の専門家である彼等にミヤケの実務を分掌させるためと解することができる。それはとりもなおさず、この地域が王権の側に東国経営の起点となる枢要の地として、認識されていたことを示すものにほかならない。

かくして河曲郡の大鹿ミヤケの設置された目的が明らかとなった。ミヤケには農業経営体としての性格のほか、様々な機能を有するミヤケが存在するが、大鹿ミヤケの場合は、三重郡から朝明・桑名・員弁の北勢地域の諸郡へと通じる陸路の結節点としての機能と、直接参河や尾張へと連絡する海上交通の出発点としての機能をあわせ持つミヤケであった。当該地域を勢力圏とし、北勢地域の海人集団の長であった伊勢大鹿首をミヤケの管理者に据えたのも、この目的

に即応できる体制を整えるためであったと推測できよう。

むすびにかえて

以上、臆測を交えながら雑駁な論を進めてきたが、これまでの考察により、所期の目的はほぼ達成することができた。今後は冒頭で述べたように、伊勢・伊賀・志摩三国の豪族層の分析をさらに進めることで、王権と地方豪族との関わりを明らかにしていきたいと思う。

注

- (1) 岡田登「伊勢大鹿氏について(上・下)」(『史料』一三五・一三六号、一九九五年)、渡里恒信『日本古代の歴史空間』(清文堂、二〇一九年)。なお特に断らない限り、岡田・渡里の論考はすべてこの論文・著書を指す。
- (2) 『帝国制度史』第六卷(帝国学士院、一九四五年)所引「聖武天皇御名考」、渡里恒信、前掲書
- (3) 加藤謙吉「文献史料から見た継体大王」(『大阪府立近つ飛鳥博物館図録』五一、二〇一〇年)
- (4) 倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、一九九七年)、加藤謙吉「地方豪族と両貫制」(『中央史学』四二号、二〇一九年)
- (5) 『三重県史』資料編考古2(三重県、二〇〇八年)、新田剛『日本の遺跡43・伊勢国府・国分寺跡』(同成社、二〇一一年)
- (6) 伊勢国府は九世紀以降、鈴鹿市広瀬町の長者屋敷遺跡より鈴鹿市国府町こう(どちらも旧伊勢国鈴鹿郡)

に移転したと推察される。

- (7) 白鳥塚一号墳は、従来、五世紀後半以降築造の東西七八^{メートル}、南北六〇^{メートル}の楕円形の円墳（三重県最大）と考えられてきたが、二〇〇四年と翌年の発掘調査の結果、墳長七八^{メートル}、基壇・溝状遺構を含めた全長が八九・五^{メートル}の帆立貝式古墳であり、築造期も五世紀前半まで遡ることが明らかとなった（鈴鹿市考古博物館編『白鳥塚一号墳』二〇〇六年三月）
- (8) 『三重県史』資料編考古1（三重県、二〇〇五年）
- (9) 『統紀』宝亀四年五月辛巳条によれば、「采女」を「青衣」と記す用字法があったことが知られるから、『評制下荷札木簡集成』の解説が指摘するように、「青衣」は「青衣」と同じで、「采女」を指すと見て差し支えない。
- (10) 倉本一宏『戦乱の日本史2・壬申の乱』（吉川弘文館、二〇〇七年）、岡田登、前掲論文、同『三重県史』資料編考古2（前掲）
- (11) 折口信夫『古代研究』国文学篇（折口信夫全集第一巻、中央公論社、一九六五年）
- (12) 土橋寛『古代歌謡論』（三二書房、一九六〇年）
- (13) 益田勝実『記紀歌謡 日本詩人選（1）』（筑摩書房、一九七二年）、多田元『天語歌』の位相（古事記研究大系9『古事記の歌』高科書店、一九九四年所収）、日本思想大系『古事記』補注（岩波書店、一九八二年）
- (14) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第三（吉川弘文館、一九八二年）
- (15) 岡田登・渡里恒信（前掲注1の論文・著書）、早川万年『律令制以前のヤマトと伊勢』（伊勢・伊賀の古墳と古代社会）（同成社、二〇一〇年）所収）
- (16) 『鈴鹿市史』第一巻、一九八〇年）

(17) 大壁郷には平城宮跡出土木簡に「大^{〔壁〕}郷^{〔松〕}□□里」の海部麻呂〔平城宮木簡〕三・二八九二号）、村松（寸松）里には藤原宮跡出土木簡に「寸松里人」の海部国麻呂〔藤原宮木簡〕一・一七三号）、平城宮跡出土木簡に「寸^{〔松〕}里」の海部宇麻呂〔平城宮木簡〕二・二七〇四号）の名が見える（福岡猛志「史料解題・三河国関係古代木簡」『愛知県史研究』第二号〔愛知県、一九八八年〕参照）。

(18) 「迹太川」は従来朝明川とされてきたが、近年の発掘調査により久留倍遺跡が朝明郡家の跡であることが明らかになったため、壬申紀に記す位置関係より推して、迹太川は朝明川ではなく久留倍遺跡の南側の河川と考えざるを得なくなった。岡田登は朝明郡の南限を流れる海蔵川に比定するが、この説が妥当と思われる（岡田「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢」『史料』一九一・一九二号、二〇〇四年）。

(19) 田中卓「尾張国はもと東山道か」〔史料〕二六号、一九八〇年）、岡田登、前掲注18の論文

(20) 加藤謙吉「阿曇氏に関する予備的考察」〔古墳と国家形成期の諸問題―白石太郎先生傘寿記念論文集―〕所収、山川出版社、二〇一九年

(21) 加藤謙吉、前掲注20論文

(22) 雄略紀は「鬮鶏御田」の名に注して「一本に猪名部御田と云へるは、蓋し誤りなり」と記す。しかし雄略紀十三年九月条には木工の猪名部真根が、雄略の怒りに触れて処刑されそうになったとする同様の話を伝えていて、ここにも采女が登場する。猪名部は伊勢国員弁郡を拠点とした木工集団であるが、鬮鶏御田は、大和国山辺郡の鬮鶏（都介）出身の木工とみられる。「伊勢の采女」との関連にもとづくらば、雄略紀の分注とは逆に猪名部御田が本来の名であり、本文の鬮鶏御田の名が誤りと解すべきであろう（加藤謙吉「猪名部に関する基礎的考察」『民衆史研究』十七号、一九七八年）

(23) 飯高氏出身の采女には飯高君笠目と飯高宿禰諸高がいるが、この二人は磯貝正義が説いたように同一

人で、天平宝字五年以降に笠目から諸高に改名したと解することができる（磯貝『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館・一九七八年）。『統紀』によれば、笠目は天平十四年四月甲申条に「伊勢国飯高郡采女正八位下」とあり、諸高については宝龜八年五月戊寅条の薨伝に、「奈保山天皇（元正）の御世に、内教坊に直して、遂に本郡の采女に補せらる」とし、さらにこの時初めて飯高氏より采女を貢するようになったと記している。したがって飯高氏の采女貢進は令制期に入ってからであるが、伊勢国の豪族たちの中には、伊勢大鹿首のように、大化前代に采女を出した一族が他にもいたと考えて差し支えないであろう。

(24) S D 一七〇出土の紀年木簡は、辛巳年（六八一）から和銅二年（七〇九）まで及ぶが、辛巳年の木簡は記録簡の可能性があり、これを除くと戊戌年（六九八）以降となる（『藤原宮木簡』三、解説）。

(25) 因幡国の伊福部臣は同国の法美・邑美・高草の諸郡を拠点とした氏族であるが、『因幡国伊福部臣古志』によれば、斉明四年（六五八）に死去した第二六代の都牟自臣の子の国足臣を「今別奉_二仕法美郡_一」、同じく都牟自臣の子である与曾布と与佐理を「今別奉_二仕邑美郡_一」とし、伊福部臣の一族の者が法美・邑美両郡の郡領に就任したように記している。一方、安永三年（一七七四）に因幡国法美郡の国府推定地から法美郡の伊福部徳足比売の骨蔵器が発見されており、彼女は文武天皇の宮廷に仕え、和銅元年（七〇八）に没した女性で、法美郡より貢進された采女とみられるから、当時、伊福部臣の一族の者が法美郡の郡領の地位にあつたことは確かと思われる。同様に史料的問題があるものの、但馬国造の但馬君の同族とみられる日下部氏が『日下部系図』（『続群書類従』第七輯上）によれば、回国養父郡と朝來郡の郡領を兼ねたとする。なお尾張国では尾張氏（宿禰・連）の一族の者が、全八郡中、中嶋・海部・春部・愛智の四郡で大領の地位を占め、尾張氏一氏に権力が集中する傾向がみられるが、かつて論じたように、尾張氏とは一系的な氏族集団ではなく、尾張各地を拠点とした様々な在地首長集団が連合

して、対外的に「尾張」をウチ名とする同族集団を形成していたと推測することができる（加藤「尾張氏・尾張国造と尾張地域の豪族」同著『日本古代の豪族と渡来人』（雄山閣、二〇一八年）所収）。したがって尾張氏の場合には一氏による複数郡の郡領就任のケースには該当しない。

(26) 采女制については、門脇禎二『采女』（中央公論社、一九六五年）、磯貝正義、前掲注23の書

(27) 『記紀』が雄略朝に采女関係の物語を多く記すのは、五世紀後半～末期を大和政権の一大発展期と捉える歴史認識にもとづくもので、三重の采女の話は、采女貢進の起源を説く説話的構想を有するとみられる。

(28) 加藤謙吉『吉士と西漢氏』（白水社、二〇〇一年）

(29) 『日本霊異記』下巻二十八には名草郡の「貴志里」と「貴志寺」の名が見え、那賀郡には平安期以降（永保元年〔二〇八一〕初見）、「貴志荘」（吉志荘）という荘園が存した。